

第1 監査対象部課

環境部（環境保全課、環境整備課、廃棄物減量推進課）

都市整備部（都市計画課、建設指導課、交通政策課）

まちづくり推進部（区画整理課、丘陵地区整備課、東岸和田駅周辺整備課）

第2 監査の実施期間

平成19年4月27日から平成19年5月29日まで

第3 監査の方法

監査対象部課における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうか留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

第4 監査対象年度

平成18年度執行分（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）。ただし、必要に応じて平成17年度を含む。

第5 監査の対象事務

1 環境部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 環境保全課

ア 収入事務

地域新エネルギー構想策定事業費助成金、公害防止事務費委託金

イ 契約事務

(ア) 委託契約

公共用水域・地下水及び特定事業場等排出水の水質測定業務委託契約、岸和田市地域新エネルギービジョン策定調査等業務委託契約、環境騒音調査業務委託契約、大気汚染測定装置保守点検等業務委託契約、大阪府自然公園施設等に関する業務委託契約

ウ 旅費の支給状況

(2) 環境整備課

ア 収入事務

胞衣汚物死獣取扱手数料、死体犬・猫処理費補助金、屋外広告物除却事務費交付金、庁舎等敷地使用料

イ 契約事務

(ア) 委託契約

一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約、墓地ごみ収集運搬業務委託契約、ストックヤード金属廃棄物収集運搬処理業務委託契約、ストックヤード管理業務委託契約、清掃業務委託契約

(イ) その他の契約

自動車リース契約、不法投棄監視システム賃貸借契約、天の川浄苑し尿し渣搬出機改造工事契約、電子複写機賃貸借契約

ウ 補助金交付事務

し尿くみ取り事業助成金

エ 特殊勤務手当の支給状況

(3) 廃棄物減量推進課

ア 収入事務

家庭廃棄物処理手数料、牛乳パック売上収入、再生資源売払収入

イ 契約事務

(ア) 委託契約

廃プラスチック中間処理業務委託契約、指定法人容器包装プラスチック再商品化業務委託契約、ごみ収集袋貼付用シール作成・封入・封緘業務委託契約、ペットボトル回収業務委託契約、ごみ処理手数料収納事務委託契約

(イ) その他の契約

ペットボトル売買契約

ウ 旅費の支給状況

2 都市整備部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 都市計画課

ア 収入事務

都市計画証明等手数料

イ 契約事務

(ア) 委託契約

都市計画図等更新変更業務委託契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市歴史的まちなみ保全助成金（住宅修景助成金、協議会助成金）、岸和田市景観形成市民団体補助金

(2) 建設指導課

ア 収入事務

開発許可申請等手数料、建築物等許可申請手数料、建築物等確認申請手数料

イ 契約事務

(ア) 委託契約

道路後退用地整備要綱に基づく測量・調査業務委託契約、特殊建築物等定期報告業務委託契約、松風町地内公共公益施設広場除草業務委託契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市既存民間建築物耐震診断補助金

(3) 交通政策課

ア 収入事務

自転車等駐車場納付金

イ 契約事務

(ア) 委託契約

放置禁止区域内及び市内各駅周辺自転車等誘導業務委託契約、強制移動自転車等専用駐車場管理業務委託契約、岸和田駅駐車場巡回活動業務委託契約、市設自転車等駐車場清掃業務委託契約、春木旭町自転車等駐車場用地草刈業務委託契約

(イ) その他の契約

市営自転車等駐車場用地賃貸借契約、自動券売機リース契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市路線バス運行存続補助金、岸和田市交通指導員会補助金

3 まちづくり推進部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

(1) 区画整理課

ア 収入事務

土地区画整理事業換地清算徴収金

イ 契約事務

(ア) 委託契約

農業会館清掃警備業務委託契約、下松地区周辺整備事業計画策定業務委託契約

(イ) その他の契約

複写機パフォーマンス契約、パソコン一式賃貸借契約

ウ 補助金交付事務

岸和田市土地区画整理事業補助金

(2) 丘陵地区整備課

ア 収入事務

庁舎等敷地使用料

イ 契約事務

(ア) 委託契約

丘陵地区整備検討業務委託契約、清掃業務委託契約、支障物件調査委託契約、機械警備業務委託契約

(イ) その他の契約

多目的広場土地購入契約、市道整備用地土地購入契約、電子複写機賃貸借契約

ウ 旅費の支給状況

(3) 東岸和田駅周辺整備課

ア 収入事務

鉄道高架事業費補助金、防災街区整備事業費補助金

イ 契約事務

(ア) 委託契約

支障物件調査委託契約、阪和線附属街路1号線・3号線道路詳細設計業務委託契約、附帯施設検討業務委託契約、区域外公共施設整備計画作成業務委託契約、用地測量業務委託契約

(イ) その他の契約

土地売買契約、物件移転補償契約、立退移転補償契約

ウ 補助金交付事務

東岸和田駅東地区防災街区整備事業組合補助金、阪和線東岸和田駅立体交差事業建設期成同盟会助成金

第6 監査の結果

1 環境部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部、次の事項について適正化を図らねたい。

環境整備課 清掃業務に従事する職員の特殊勤務手当は、支給対象業務に従事した日1日につき350円(1月から3月まで、6月から9月まで及び12月は500円)、また、その勤務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は100分の60に相当する額とすべきところを、条例等に規定の額を支給していないものがあった。

今後の事務執行に当たっては、十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

2 都市整備部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

3 まちづくり推進部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。